

労働力需給制度部会（第390回）	資料1-2
令和8年1月27日	

職業安定法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

1. 改正の趣旨

- 有料職業紹介事業者は、事業所ごとに専属の職業紹介責任者を自己の雇用する労働者の中から選任することとされているところ、規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）において、職業紹介サービスの質の確保を前提とした上で、デジタル技術を徹底活用すること等により、一定の要件を満たす場合には、職業紹介責任者に複数事業所を兼任させることを可能とする方向で見直しを検討することとされた。
- 上記を踏まえ、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「規則」という。）において、所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の概要

○ 職業紹介責任者の兼任【規則第24条の6第1項関係】

有料職業紹介事業者が事業所を新設する場合にあっては、当該事業所（以下「新設事業所」という。）を新設する事業年度の翌事業年度末までの間、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者（職業紹介責任者として実務に従事した期間が通算して10年以上である者に限る。）を新設事業所の職業紹介責任者として兼任させることができることとする。この場合において、当該他の事業所（以下「既存事業所」という。）又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の合計の人数は、職業紹介責任者1人につき50人以下とする。

また、既存事業所又は新設事業所において職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超えるときは、当該職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人を超える事業所の職業紹介責任者のうち少なくとも1人以上は、当該事業所に専属の職業紹介責任者とする。

○ 兼任させるにあたって提出する書類【規則第23条関係】

職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「法」という。）第32条の7第1項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出（事業所の新設に当たって有料職業紹介事業者が職業紹介責任者を兼任させる場合に限る。）にあっては、規則第23条第2項の有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る規則第18条第3項第1号チからルまでに掲げる書類及び当該兼任に関する書類を添付しなければならないこととする。ただし、当該有料職業紹介事業者が有料の職業紹介事業又は無料の職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したとき又は兼任させたときは、同号又に掲げる

書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しないこととする。

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 職業安定法第32条の7及び第32条の14

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年3月中旬（予定）
- 施行期日：令和8年4月1日